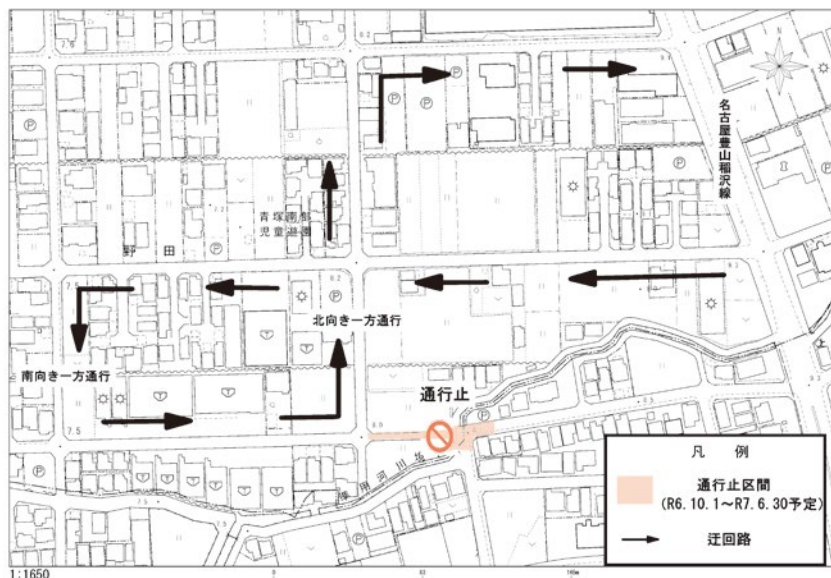


境川改修工事に伴う瑞応寺橋通行止めのお知らせ

野田地内において準用河川境川の改修工事を行いますのでお知らせいたします。つきましては、令和6年10月から令和7年6月にかけて工事を行うにあたり、瑞応寺橋を通行止めとさせていただきます。



工事期間中は、う回路の案内に従って通行いただきますようお願いいたします。なお、詳細につきましては現場にて看板等で掲示いたします。

大変ご迷惑、ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

▼問合せ

豊山町建設課土木・農政グループ

☎ 28・0380

名古屋市緑政土木局河川部
河川工務課(施設整備)

☎ 052・972・2885

名古屋市緑政土木局北土木
事務所(整備)

☎ 052・911・8165

耐震診断・改修・ブロック塀等撤去費補助制度のご利用について

町では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅または危険ブロック塀を対象に、住宅の耐震化・減災化を目指しています。耐震・減災のための制度がありますので是非ご活用ください。

▼無料耐震診断

住宅の耐震改修をお考えの方は、まずは町の無料耐震診断をお申し込みください。専門の診断員が住宅にお邪魔して一時間程度の診断を行い、後日、結果報告書をお渡しするとともに耐震改修を行った場合の概算工事費や一般的な補強のアドバイスを行います。

▼耐震改修費補助制度

耐震診断の結果「倒壊又は大破壊の危険あり」と判定された住宅を、「一応安全」基準にするための耐震改修工事費用を補助する制度です。補助限度額は一棟あたり百万円です。なお、住宅の建替えは補助の対象にはなりません。

▼段階的耐震改修費補助制度

二段階に分けて耐震工事を行う方に、二度に分けて工事費用を補助する制度です。一段階目で「全壊を防ぐ」工事を行い、二段階目で「一応安全基準にする」工事が対象です。通常の耐震改修工事より、一度に係る費用負担を抑えることができます。補助限度額は、一段

階目60万円、二段階目30万円です。

▼ブロック塀等撤去費補助制度

道路や公共施設に面したブロック塀等をすべて撤去する工事費用を補助する制度です。対象となるブロック塀等は、コンクリートブロック・レンガ・大谷石等の組積造の塀で、道路等からの高さが1m以上かつ組積造の部分が高80cm以上のものです。補助限度額は10万円です。

▼代理受領制度について

補助金の申請者が、工業者に補助金の受領を委任することで、工業者が町からの補助金を直接受け取ることができる制度です。申請者は、工事費用から補助金額を除いた分の費用のみを用意すればよいこととなるため、当初の費用負担を軽減することができます。

詳しくはまちづくり推進課までお問い合わせいただくか町ホームページをご覧ください。https://www.town.toyoyama.lg.jp/kurashi/seikatsu/index.html

▼申込み・問合せ

まちづくり推進グループ

☎ 28・0944